



ぎょうせい はりま



第46回 東播支部定時総会にて

暑中お見舞い 申し上げます

兵庫県行政書士会東播支部
支部長 岩本 泉



毎日暑い日が続いていますが、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は何かと会務運営にご理解とご協力を頂いておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、今年3月に開催されたワールド・ベースボール・クラシックに於いて王ジャパンが世界一になりました。特にイチローの精神面及び技術面における活躍には野球ファンならずとも感激しました。そして、6月に行われたワールドサッカーは残念な結果に終わってしまい、体力・技術とも世界レベルとの差を見せつけられてしまいました。

東播支部では、無料相談所を西脇総合市民センターにて今年度は6月から10回、第2土曜日に開設します。会員の皆様には、相談員としてのご協力をお願いすると思っておりますので、その節には宜しくお願いいたします。

第1回目の相談所を開設した数日後、早速に、新会社法についての問い合わせがあり次回の無料

相談所に相談予約が入りました。そして、農業生産法人化の講習を近日中に計画しています。

さて、今年前半の主なニュースとして建築業界を賑わしている偽装問題、ライブドアの粉飾決算事件、村上ファンドのインサイダー取引事件、橋井日銀総裁のモラルに反する事件、最近金絡みの事件が多い様に思います。禪の言葉に、「名利共休」(みょうりともきにきゅうす)と言う言葉があります。名誉もお金も追いかめないということです。この二つはあなたを最も醜い顔にしてしまうほどの強力な魔力をもっています。それもそのはず、仏教でいうところの煩惱をおこすタネとして、「五塵」とか「五欲」というもののなかに入り、こればかりは人間だれでも負けがちです。簡単に人の心を汚してしまいます。色欲、飲食欲、睡眠欲、名誉欲、財欲。実は、この禅語はある有名人の名前の由来になっています。千利休の名前が隠れています。利休、自分を肥やす利益はいらぬという意味でこの名前をつけたそうです。自分の心が喜ぶ様な道を見つけた利休は、その瞬間、名誉もお金もいらぬ心境になったのでしょうか。

今後とも、会員の皆様の益々のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

東播支部第46回定時総会開催される

広報部 鈴木 隆文

4月15日（上）午後1時30分より加東市上滝野の滝寺荘において、東播支部第46回定時総会が盛大に開催されました。

定刻、立花義房副支部長の開会のことば、岩本泉支部長の挨拶、物故会員に対する黙祷、勤続20年以上の永年勤続者2名の表彰及び記念品贈呈と続き、次に、支部総会恒例であります来賓の井上喜一衆議院議員から祝辞を、また本会の東本副会長より栗蔵会長からの祝辞の代読がありました。

続いて、小西亘二総務理事より本総会出席者23名、委任状出席39名、計62名の出席があり、総会は有効に成立したことが宣言されました。議長に石田健郎会員を選出し、直ちに議案の審議に入り

第1号議案「平成17年度事業報告及び収支決算承認」、第2号議案「平成18年度事業計画（案）及び収支予算（案）」が順次議場に上程され満場一致で承認可決されました。その他の議案で、今回費納入に対しての支部及び本会の不手際に対する質問があり、支部長が詳細を説明、当事者に陳謝し当事者も納得され円満解決し総会は無事終了しました。その後、出席者全員が集まり記念撮影を終え、懇親会場となっている大広間へと移動して、加西市の松本会員の乾杯の音頭で、賑やかな懇親会が始まりました。

会員同士の会話も弾み会場も大変盛り上がりました。



『無料相談所開設』

このたび、兵庫県行政書士会東播支部では、6月から毎月第2土曜日に西脇総合市民センター（カルチャーセンター）の2階で、行政書士による無料相談所を開設することになりました。主な相談内容は、建設業許可、相続関係書類作成、農地転用、交通事故保険金請求書類作成、会社設立、帰化・在留手続、契約書作成、自動車登録、風俗営業許可、産廃業許可などです。第1回日の6月10日（上）の無料相談日には支部会員5名が相談員を担当し、土地問題や相続関係の相談を受けました。今回はPR不足で相談者も少なかったようですが、無料相談所開設のパンフレットも完成し各市町に置かせてもらうことになっていますので徐々に増えてくるのではないかと思います。相談員の方々にはご苦労さまですが、私たち行政

会員 荻野 博 明

書士が地域に密着した「街の法律家」として、地域に貢献できるよい機会です。支部会員のみならずのご協力をお願いいたします。

◆今年度の無料相談の日程◆

8月12日、9月9日、10月14日、11月11日
12月9日、1月13日、2月10日、3月10日

（計8回）



新会社法(有限会社編)

会員 小林 克 行

平成18年5月1日の会社法の施行に伴い、有限会社法は廃止されました。

既存の有限会社は、法的には会社法下の株式会社となりますが、整備法で定められた経過措置により、有限会社の商号を使用し、これまで有限会社に認められていた制度の多くを維持することもできます。この会社を「特例有限会社」といいます。特例有限会社は、定款変更により商号の「有限会社」という文字を株式会社に変更し、名実ともに会社法上の株式会社に移行することもできます。

既存の有限会社は「特例有限会社」として存続

会社法の制定に伴い、既存の有限会社は、特段の手続きを経なくとも「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の施行日（平成18年5月1日）から、法的には、商号に「有限会社」の文字を含んだまま「会社法上の株式会社」として存続することとし（整備法2①）、このような株式会社は「特例有限会社」と呼ばれることになりました。（整備法3②）。この「特例有限会社」は、会社法上の株式会社でありながら、通常の株式会社と異なり、既存の有限会社とほぼ同様の制度を維持するところができることとなります。

例えば下記のような点です。

①株主総会の召集請求の要件

特例有限会社の株主が株主総会の召集請求をするためには総株主の議決権の10分の1以上を有することが必要です（整備法14①）。

②株主総会の特別決議の要件

特別決議には総株主の半数以上であって出席した株主の議決権の4分の3以上の賛成が必要です（整備法14③）。

③株主総会以外の機関

定款の定めがあれば監査役を置くことができますが、取締役会、会計参与、監査役会、会計監査人、委員会は設置することができません（整備法17①）。

④取締役・監査役の任期

取締役の任期に関する会社法332条および監



査役の任期に関する会社法336条の規定は適用されず（整備法18）、期間の制限がありません。

⑤計算書類の公告

特例有限会社は、計算書類を公告する必要はありません（整備法28）。

「特例有限会社」についての留意点

旧有限会社の定款、社員、持分および出資一口は、株式会社の定款、株主、株式および一株とみなされます（整備法5）。また、旧有限会社の登記は、株式会社の登記とみなされます（整備法42）。さらに、特例有限会社では、定款に、株式の譲渡制限がある旨と株主が株式を取得した場合については会社が承認したものとみなす旨の記載があるものとみなされ、また、その旨の登記がなされているものとみなされます（整備法9①・42④）。

特例有限会社から株式会社への移行

既存の有限会社は、会社法施行に伴い、「特例有限会社」ととどまらず、名実ともに会社法上の「株式会社」へ移行することもできます。すなわち、特例有限会社は、定款を変更して、商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることにより、通常の株式会社に移行することができます（整備法45）。そのためには、①商号を変更する旨の株主総会決議、②特例有限会社についての解散の登記と株式会社についての設立の登記が必要となります（整備法45①・46）。このうち、①の商号変更の定款変更をするには、総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、株主の議決権の4分の3以上の株主総会の決議が必要です（整備法14②）。

※新日本法規出版「Q&A 新会社法の実務」から引用

新入会員の紹介

ミヤザキ ヒロユキ ●入会年月/H17年12月
宮崎 博之 ●事務所/多可郡多可町八千代区中野間1020番地 TEL.0795-37-1226

この度、東播支部に入会させていただきました「宮崎博之」です。

私は、社会保険労務士との兼業です。幅広い業務にチャレンジし、士業としてコンプライアンスを守りつつ、地域の皆様方から頼られる街の法律家を目指します。浅学非才の私ですが、先輩諸氏のご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

ミウラ ヨシキ ●入会年月/H18年4月
三浦 義揮 ●事務所/加東市社1738-93 TEL.0795-43-8205

支部研修旅行のお知らせ

日時 11月中旬～下旬(1泊2日)
 場所 山陰方面

以上のとおり予定しております。

会員のみなさまには、10月頃に詳しくお知らせ致しますので、多数のご参加をお待ちしております。



室内装飾

インテリア イシイ

〒675-1362 小野市久保木町257番地
 TEL (0794) 63-3088
 FAX (0794) 63-3088



TKC全国会
吉田 稔税理士事務所

加西市北条町横尾4691-1 ハイネス藤原 3F
 TEL (0790) 42-1245
 FAX (0790) 42-4389

東播支部会員動向 (H18年7月現在)

会員数/97名
 西脇市/23名 多可郡/7名 加西市/27名
 加東市/20名 小野市/20名

この会報に掲載する広告を募集しております。
 ご希望の方は、お近くの支部役員にお知らせください。

編集後記

今年の支部総会は役員選挙もなく、滞りなく無事終了しました。本会では、午前中に政連の総会、午後から本会の総会と続き、5時頃より出席者全員での懇親会があり、支部ごとにテーブルに着きバイキング方式で行われました。

まず本会会長の挨拶に始まり続いて来賓挨拶です。井戸知事、国会議員、県会議員、地方議員と紹介と挨拶が続き、約40分で終了し乾杯の後やっと料理を取りに行けるようになります。

毎回ながら話が長い!!

来年はぜひ皆さんも参加しましょう。

ぎょうせい はりま No.57

発行日/平成18年8月1日
 発行人/岩本 泉
 発行者/兵庫県行政書士会 東播支部
 〒673-1324
 加東市新定489-4
 岩本 泉事務所内
 TEL (0795) 46-1315 FAX (0795) 46-0909